

生駒市建設工事成績評定運用ガイドライン

1 基本的解釈

評定の内容は、建設工事請負契約書、共通仕様書等に記載されている、いわゆる契約事項であるものが多く、実施されなければ契約不履行ということになりますが、次のように解釈する必要があります。

- 1) 契約事項は、受注者の責任において自ら遂行しなければならないものですが、実態として監督職員の指導や助言なしでは工事を遂行できない受注者が見受けられます。評定は、工事を完成させるまでの過程で、監督職員がどの程度、指導や助言をしなければならなかったのかを確認して評価するものです。指導や助言が多くなるに従い評価は低くなります。
- 2) 評定には、「透明性」及び「客観性」が求められます。したがって、その工事の評定に至る過程も明確にしておかなければなりません。それらを「施工プロセスのチェックリスト」や工事関係の文書に記録・保存する必要があります。（後に、評定結果に対する説明を求められることがあります。）
- 3) 評定において、評価できるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合のみです。監督職員の指導や助言があった場合、その結果が合格水準に達していても評価することはできません。
- 4) 受注者の工事履行能力などにより、何らかの契約不履行に至る可能性が認められたときは、それを指摘し、指導をして改善させることとなりますが、指導は2段階になります。最初の指導は、文書による「通知」で行い、通知により改善されなければ、文書による「指示」になります。文書による「指示」を行った場合、「考査項目」の「細別」の評価はd又はeとなります。

このように、工事履行能力に欠ける受注者に契約上不適切な部分が認められた場合には、文書による「通知」や「指示」によって改善を求めることになり、契約不履行を容認することではありません。

2 評価の方法

評価は工事（契約案件）ごとに、このガイドラインに基づいて該当する調査項目別運用表（以下「運用表」という。）を用いて評価し、工事成績採点表及び工事成績評価表に記録するものとする。ただし、このガイドラインによりがたい場合は、監督職員と検査職員が協議のうえ最も合理的な運用表を用いて評価すること。

3 工事成績採点表の留意事項

- 1) 工事成績採点表下段に記載の注意書きをよく読んで評価すること。
- 2) 調査項目細別欄に記載の a・a'・b・b'・c・d・e に係る数値に該当するすべての入力を確認すること。
- 3) 監督員、監督責任者及び検査職員は、所見欄にその要点をまとめ、必ず所見を記載すること。
- 4) 評価は検査職員（完成検査の実施）に先立ち監督職員及び監督責任者が行なうこと。（出来形・中間検査時は検査職員のみでの評価となる。）
- 5) 評価は個々の運用表注意書きに従い、別添の「出来形及び品質のばらつきの方針」（別紙-4）・「施工プロセスのチェックリスト（生駒市版）」（別紙-5）・「調査項目別運用表・解説版」（別紙-6）を活用すること。

4 監督員調査項目別留意事項

- 1) 1. 施工体制 及び 2. 施工状況
 - ① 運用表記載の評価対象項目を評価の対象とする場合は左側□欄にレ点を付し、当該項目が評価できる場合は右側□欄にレ点、評価できない場合は右側□欄を空白とする。
 - ② 工事内容や規模等により、運用表記載の評価対象項目が当該工事に該当しない場合は削除すること。（データ上は評価対象項目の左側□欄を空白とすることで、評価対象外として削除する事になる。）
 - ③ 監督員が文書による改善指示を行った等の理由で、d 又は e 評価とする場合は、該当する□欄にレ点を付すこと。

2) 3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形)

- ① 土木工事については「土木工事施工管理基準」等に基づく管理項目と規格値等に対する「ばらつき判断」で評価することを原則とするが、管理項目を設定していない工事または、数量精査により設計変更された工事は標準評価とし「c」評価とする。(標準評価とする場合は、該当する□欄にレ点を付すこと。)
- ② 営繕工事については「評価値判断」で評価する。評価は建築工事・機械設備工事・電気設備工事のうち工事費の過半を占めるもので評価すること。過半を占めるものが無い場合は、価格上位2つで評価すること。

3) 3. 出来形及び出来ばえ (II. 品質)

- ① 土木工事については「土木工事施工管理基準」等に基づく管理項目と規格値等に対する「ばらつき判断」で評価することを原則とするが、管理項目を設定していない工事は標準評価とし「c」評価とする。(標準評価とする場合は、□欄にレ点を付すこと。)
- ② 営繕工事については「評価値判断」で評価する。評価は建築工事・機械設備工事・電気設備工事のうち工事費の過半を占めるもので評価すること。過半を占めるものが無い場合は、価格上位2つで評価すること。

4) 5. 創意工夫

受注者自らが発案、創意工夫し、施工計画書に記載または施工前資料の提出があり、その効果が施工に反映されていれば評価(最大7点の加点)し、その具体的な内容を記載すること。評価方法は工夫事項のなかで評価すべき事項があった場合、施工性、品質、安全性、作業環境のなかで効果があったと判断した□欄にレ点を付すこと。(複数選択できるが評点には反映しない。)また、運用表に工夫事項として記載された内容以外にも受注者の積極的な発案や、工事の施工及び品質等向上に有効と認められる事項があればその他欄で追加して評価すること。

6) その他

運用表の評価対象項目を削除または追加する場合は、監督員の判断だけでなく監督責任者及び検査職員とも事前に十分に協議すること。

監督員の考査項目は、検査職員の考査項目と類似又は同一のものが多いため、評価の内容について検査職員から確認のための聞き取りがあれば応じること。

5 監督責任者考査項目別留意事項

1) 2. 施工状況

工程管理、安全対策について評価するもので、評価対象項目に該当があれば□欄にレ点を付し、 $a \cdot b \cdot c \cdot d \cdot e$ のうちでどの評価に該当するかを判断してチェックする。この項目はレ点を付した項目数で評価値を求める「定量評価」ではなく「定性評価」となるので、現場臨場による確認、工事写真、履行報告書等の工事関係書類及び監督職員からの報告等により総合的に判断すること。d又はe評価とする場合は理由欄にその理由を記載すること。

2) 4. 工事特性

工事の特殊性について評価（最大20点の加点）するもので、加点する場合は該当する□欄にレ点を付し、評価した具体的内容を記載すること。監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価をしないこと。

3) 6. 社会性等

地域への貢献等について評価するもので、評価対象項目に該当があれば□欄にレ点を付し、 $a \cdot a' \cdot b \cdot b' \cdot c$ のうちでどの評価に該当するかを判断してチェックする。この項目はレ点を付した項目数で評価値を求める「定量評価」ではなく「定性評価」となるので、現場臨場による確認、工事写真、履行報告書等の工事関係書類及び監督員からの報告等により総合的に判断すること。

4) 7. 法令遵守等

発生した事案に応じて該当する□欄にレ点を付して減点し、その理由を記載すること。減点の対象とする事案は「評定を行う工事の契約の履行に関して」であることに注意すること。

5) 8. 総合評価技術提案

総合評価落札方式による場合は、受注者から提出された技術提案の内容が履行されているか否かを確認し工事成績採点表の履行□欄又は不履行□欄にレ点を付すこと。不履行と評価した場合は、7. 法令遵守等で10点を減点する。ただし、不履行と評価するのは技術提案の内容が受注者側の理由により履行されなかった場合に限る。

6 検査職員考査項目別留意事項

1) 2. 施工状況

監督職員留意事項に準じ、運用表を用いて評価すること。

2) 3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形)

監督職員留意事項に準じ、運用表を用いて評価すること。

3) 3. 出来形及び出来ばえ (II. 品質) (III. 出来ばえ)

該当する工事の運用表を用いて評価すること。(「評価値」と「ばらつき」を組み合わせ
て評価する運用表では、評価の判断基準を示した表に従って評価すること。)

工事の内容が多岐に亘るため、主たる工事での評価が困難な場合は最大三つに絞って評価
することができる。その場合の運用の目安は、価格上位二つの合計金額が工事費の過半を
占める場合はその二つの運用表を用いて評価し、その他の場合は価格上位三つの運用表を
用いて評価する。ただし、請負金額500万円未満の土木工事を評定する場合は小規模工
事の運用表のみで評価すること。

「品質」及び「出来形」の評価において複数の工事を選択した場合の評価基準は以下のと
おりとする。

①「品質」

a 評価=5点 a' 評価=4点 b 評価=3点 b' 評価=2点 c 評価=1点

とし、それぞれの評価に相当する点数の合計を選択工事数で除した平均点(整数値とし小
数点以下は切り捨てる)を求めて全体を a~c で評価する。ただし、d 又は e 評価が含ま
れる場合は、最も悪い評価とすること。

計算例) 三つの工事を選択し、イ工事が a 評価、ロ工事が a' 評価、ハ工事が c 評価にな
った場合の全体評価は、(5点+4点+1点) ÷ 3 = 3点 で全体は b 評価 となる。

②「出来ばえ」

次のとおり評価対象項目に対する評価数の割合で判断する。

90%以上の場合・・・a 評価 80%以上90%未満の場合・・・b 評価

60%以上80%未満の場合・・・c 評価 60%未満の場合・・・d 評価

4) その他

検査職員の考査項目は監督職員と類似又は同一のものが多く、必要に応じて監督職員に評価内容についての説明を求めること。特に監督職員が選択した評価対象項目と相違が生じた場合には必ず監督職員への確認を行うこと。

7 生駒市建設工事検査要領第4条第1項第1号から第5号に規定する工事に係る評定の方法及びその取扱いの特例

- 1) 評定者は、工事担当課において当該工事の検査を行う者とする。
- 2) 評定の方法は、運用表の別紙—3①からの検査職員考査項目を利用し、工事成績採点表及び工事成績評定表に記録するものとする。(データ上は工事成績採点表において、該当する検査を「出来形」欄にチェックすることで検査を行う者のみでの評定が可能。)
- 3) 評定における評価対象項目については、工事規模・内容により評定者がこのガイドラインによらずに選定することを妨げない。
- 4) 評定は、生駒市建設工事成績評定要領に準じて行うものとするが、評定結果の通知及び公表については、工事担当課が評定結果を受注者に通知することで足りる。なお、この評定結果は生駒市建設工事成績評定結果活用基準には適用しない。
- 5) 緊急工事、維持・修繕工事、撤去工事等で評価対象項目が僅で評定を行うことが適当でない場合は評定を省略することができる。

8 生駒市建設工事合併入札試行要領第2条に規定する合併入札の工事に係る評定の方法及びその取扱いの特例

- 1) 評定者は、本工事の監督員、監督責任者及び検査職員とする。なお、評定にあたっては、関連工事の監督員、監督責任者及び検査職員と協議のうえ行うものとする。
- 2) 評定は、生駒市建設工事評定要領及びこのガイドライン第1から第7までに準じて、本工事と関連工事を一の工事として行うものとする。
- 3) 評定結果の通知・公表及びその活用は、本工事と関連工事を一の工事として行うものとする。

附 則

このガイドラインは、平成19年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成21年6月8日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成21年7月15日から施行する。
- 2 改正後の生駒市建設工事成績評定運用ガイドラインの「9. 生駒市建設工事合併入札試行要領第2条に規定する合併入札の工事に係る評定の方法及びその取扱いの特例」の規定は、平成21年7月15日以降に公告する合併入札に適用する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの規定は、平成23年4月1日以降に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札に適用する。

附 則

このガイドラインは、平成28年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年12月1日から施行する。